

開発事業に係る主管課一覧表

主管課	場所	所管する事項
危機管理課	1階	・防犯灯の設置、防犯カメラの設置に関する事項、避難通路
まちづくり協働課	2階	・町内会への加入促進、公益施設（地域まちづくりセンター、集会所）に関する事項
環境政策課	1階	・公害対策、電波障害に関する事項
資源循環推進課	草津市立クリーンセンター内	・ごみ集積所の設置および収集に関する事項
農林水産課	4階	・農業振興地域および森林伐採等に関する事項 ・農業用水利および圃場整備に関する事項
都市計画課	4階	・都市計画に関する事項 ・景観法に関する事項 ・風致地区に関する事項 ・屋外広告物に関する事項 ・草津市宿場街道景観形成事業に関すること
交通政策課	5階	・交通安全等に関する事項
公園緑地課	5階	・公園、緑地、緑地協定に関する事項
開発調整課	4階	・開発行為許可申請に関する事項 ・開発事業に関する指導要綱による協議に関すること ・滋賀県土地利用に関する指導要綱第5条第1項に関すること
建築課	4階	・建築確認申請、建築協定および道路位置指定に関する事項 ・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に関する事項 ・建築基準法に基づく許可および認定に関する事項
土木管理課	5階	・道路法の許可、承認に関する事項 ・法定外公共物（里道・水路）の許可、承認、用途廃止等に関する事項
給排水課	2階	・上水道、公共下水道、宅地内排水設備に関する事項
上下水道施設課	2階	・浄化槽設置に関する事項
教育総務課	6階	・児童、生徒および教育施設に関する事項
歴史文化財課	6階	・埋蔵文化財の保護に関する事項
農業委員会事務局	4階	・農地の転用に関する事項
西消防署・南消防署	庁外	・消防水利施設および消防活動空地の設置に関する事項
道路課	5階	・開発道路に関する事項 ・市道路網計画に関する事項
河川課	5階	・雨水排水施設（調整池含む）に関する事項
総務課	3階	・市有財産等の財産に関する事項
商工観光労政課	4階	・工場立地法および工場設置協議に関する事項 ・大規模小売店舗立地法に基づく届出
介護保険課	1階	・老人福祉法および介護保険法に関する事項
障害福祉課	1階	・障害者総合支援法に関する事項 ・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に関する事項
幼児施設課 <small>（さわやか保健センター内）</small>	2階	・保育所、幼稚園、認定こども園に関する事項
県・管理調整課	庁外	・県道、一級河川に関する事項
県・草津保健所	庁外	・保健衛生に関する事項
県・環境事務所	庁外	・環境対策に関する事項
国・国道事務所	庁外	・国道に関する事項

〈開発事業事前審査申請書および特定開発行為等協議書の必要提出部数について〉

☆都市計画法第 29 条該当物件の場合

1 市街化区域内で行われる敷地面積 1,000 m²以上の開発行為および新たに道路を設置する場合の敷地面積 500 m²以上の開発行為ならびに、市街化調整区域内で行われる開発行為（都市計画法第 34 条該当）における提出部数については以下のとおりです。

(1) 提出部数：市用 20 部（消防署・警察署含む）：国・県用 4 部 合計 24 部

2 注意事項

- (1) 提出部数については、上記のほか開発内容に応じて他の関係部署との協議が必要となることから、別途提出部数が必要になる場合があります。
（開発事前審査申請書添付図書 1 参照）
（開発事前審査申請書添付図書 2 参照）
- (2) 提出期限：随時受付しております。

☆草津市特定開発行為等に関する指導要綱該当物件の場合

1 建築物が伴う開発事業における提出部数については以下のとおりです。

(1) 提出部数：市用 20 部（消防署・警察署含む）

2 建築物が伴わない開発事業における提出部数については以下のとおりです。

(1) 提出部数：市用 12 部（警察署含む）

3 注意事項

- (1) 事業内容に応じて提出部数が変わる場合があります。
（特定開発行為等協議書添付図書 1 参照）
（特定開発行為等協議書添付図書 3 参照）
- (2) 提出期限：随時受付しております。

☆関係機関との調整内容等の紹介

（開発事業に係る主管課一覧表参照）